

大通達甲（交企）第1号
大通達甲（交指）第1号
大通達甲（運免）第1号
平成27年3月17日

簿冊名	例規(1年)
保存期間	1年

交通部各課・隊長
各警察署長 殿
(参考送付先)
警察学校長

交通部長

道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う交通警察の運営について(通達)
道路交通法の一部を改正する法律（平成25年法律第43号。以下「改正法」という。）が平成25年6月14日に公布され、道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（平成27年政令第18号）により、改正法附則第1条第3号に掲げる規定は、平成27年6月1日から施行されることとなった。

また、改正法の施行に伴い、道路交通法施行令の一部を改正する政令（平成27年政令第19号。以下「改正令」という。）、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成27年内閣府令第5号。以下「改正府令」という。）及び運転免許取得者教育の認定に関する規則の一部を改正する規則（平成27年国家公安委員会規則第2号）が平成27年1月23日に公布され、同年6月1日から施行されることとなった。

今回施行される改正規定は、一定の病気に該当すること等を理由として運転免許（以下「免許」という。）を取り消された者等が再取得した免許に係る運転免許証（以下「免許証」という。）の有効期間に関する規定の整備、自転車の運転による交通の危険を防止するための講習に関する規定の整備等に関するものであり、その趣旨、内容及び留意事項は下記のとおりであるので、改正規定が円滑かつ適切に施行され、所期の目的が達成されるよう、関係事務の運営に万全を期されたい。

記

第1 一定の病気に該当すること等を理由として免許を取り消された者等が再取得した免許に係る免許証の有効期間に関する規定等の整備

1 趣旨

自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれのある一定の病気に該当すること等を理由に免許を取り消された者については、病気への罹患等という本人に責任のない事情によって免許の効力を失ったという特殊の事情が認められることから、その負担を軽減するとともに、免許証の更新時等に正しく病状を申告することを促進するための規定が整備されたものである。

また、海外旅行、災害等やむを得ない理由のため免許証の有効期間の更新を受けることができなかった者についても同様に、その負担を軽減するための規定が整備された。

2 内容

(1) 一定の病気に該当すること等を理由として免許を取り消された者等が再取得した免許に係る免許を受けていた期間のみなし継続

- ア 一定の病気に該当すること等を理由として免許を取り消された者（当該取消しを受けた日から起算して3年を経過する前に次の免許を受けた者に限り、同日前の直近においてした道路交通法（改正法による改正後の道路交通法（昭和35年法律第105号）をいう。以下「法」という。）第89条第1項、第101条第1項若しくは第101条の2第1項の規定による質問票の提出又は法第101条の5の規定による報告について法第117条の4第2号の違反行為をした者を除く。以下同じ。）については、当該取り消された免許を受けた日から当該取消しを受けた日までの期間及び当該次の免許を受けていた期間が継続していたものとみなすこととされた（法第92条の2第1項の表の備考5）。
- イ 海外旅行、災害等やむを得ない理由のため免許証の有効期間の更新を受けることができなかった者（その免許がその結果効力を失った日から起算して6月（当該やむを得ない理由のためその期間内に次の免許を受けることができなかった者にあつては、当該効力を失った日から起算して3年を経過しない場合に限り、当該事情がやんだ日から起算して1月）を経過する前に次の免許を受けた者に限る。以下同じ。）については、当該失効した免許を受けていた期間及び当該次の免許を受けていた期間が継続していたものとみなすこととされた（法第92条の2第1項の表の備考4）。
- (2) 一定の病気に該当すること等を理由として免許を取り消された者等に係る優良運転者等の基準
- ア 一定の病気に該当すること等を理由として免許を取り消された者に係る優良運転者の基準として、当該免許の取消しを受けた日までに継続して免許（仮免許を除く。）を受けている期間が5年以上である者であつて、次の(ア)及び(イ)に掲げる区分に応じ、それぞれに定める期間内に道路交通法施行令（改正令による改正後の道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）をいう。以下「令」という。）第33条の2第3項に規定する違反行為又は令別表第4若しくは別表第5に掲げる行為（以下「違反行為等」という。）をしたことがないことと定められた。
- (ア) 取り消された免許に係る免許証を更新前の免許証とした場合における更新前の免許証の有効期間が満了する日の直前のその者の誕生日（以下「特定誕生日」という。）の40日前の日の翌日以後に再取得に係る適性試験を受けた場合 当該特定誕生日の40日前の日前5年間及び同日から適性試験を受けた日の前日までの間
- (イ) 取り消された免許に係る免許証を更新前の免許証とした場合における特定誕生日の40日前の日以前に再取得に係る適性試験を受けた場合 再取得に係る適性試験を受けた日前5年間
- また、当該者に係る違反運転者等の基準として、当該免許の取消しを受けた日までに継続して免許（仮免許を除く。）を受けている期間が5年未満の者又は当該期間が5年以上の者であつて、前記(ア)及び(イ)に掲げる区分に応じ、それぞれに定める期間内に違反行為等をしたことがあること（軽微違反行為1回のほか違反行為等をしたことがない場合（当該軽微違反行為をし、よつて交通事故を起こした場合にあつては、当該交通事故が建造物以外の物の損壊のみに係るものであり、かつ、法第72条第1項前段の規定に違反していないときに限る。）を除く。以下同じ。）と定められた（法第92条の2第1項の表の備考1の2並びに令第33条の7第1項第4号及び第2項）。
- イ 海外旅行、災害等やむを得ない理由のため免許証の有効期間の更新を受けること

ができなかった者に係る優良運転者の基準として、当該効力を失った免許に係る免許証の有効期間の末日までに継続して免許（仮免許を除く。）を受けている期間が5年以上であって、当該免許証を更新前の免許証とした場合における特定誕生日の40日前の日前5年間及び同日から再取得に係る適性試験を受けた日の前日までの間に違反行為等をしたことがないことと定められた。

また、当該者に係る違反運転者等の基準として、当該効力を失った免許に係る免許証の有効期間の末日までに継続して免許（仮免許を除く。）を受けている期間が5年未満の者又は当該期間が5年以上の者であって、当該免許証を更新前の免許証とした場合における特定誕生日の40日前の日前5年間及び同日から再取得に係る適性試験を受けた日の前日までの間に違反行為等をしたことがあることと定められた（法第92条の2第1項の表の備考1の2並びに令第33条の7第1項第3号及び第2項）。

(3) 一定の病気に該当すること等を理由として免許を取り消された者等に係る更新日等の規定の整備

75歳を超えて免許証の有効期間が3年を超えることがないようにするため、一定の病気に該当すること等を理由として免許を取り消された者及び海外旅行、災害等やむを得ない理由のため免許証の有効期間の更新を受けることができなかった者の再取得時に交付される免許証の有効期間に係る年齢に係る基準としての「更新日等」を当該再取得に係る適性試験を受けた日の直前の誕生日（当該適性試験を受けた日とその者の誕生日である場合にあっては、当該適性試験を受けた日）の前日とすることとされた（法第92条の2第1項の表の備考1の1）。

(4) その他（国家公安委員会への報告に関する規定の整備）

都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が、臨時適性検査の通知をしたときは、次の事項を国家公安委員会へ報告しなければならないと規定された（法第106条及び第107条の6並びに道路交通法施行規則（改正府令による改正後の道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）をいう。以下「府令」という。）第31条の3及び第37条の6）。

ア 法第102条第6項の規定による通知をした場合

- (ア) 通知を受けた者の本籍又は国籍等、氏名、生年月日及び性別（免許を受けたことがある者にあつては、生年月日及び性別）
- (イ) 免許を現に受けている者にあつては、免許証番号
- (ウ) 免許を受けていたことがある者にあつては、その者が当該通知を受けた日直前の直前に受けていた免許に係る免許証番号
- (エ) 通知をした年月日

イ 法第107条の4第1項後段の規定による通知をした場合

- (ア) 通知を受けた者の本籍又は国籍等、氏名、生年月日及び性別
- (イ) 通知をした年月日

第2 自転車の運転による交通の危険を防止するための講習に関する規定の整備

1 趣旨

交通事故に関与した自転車運転者の約5分の3に法令違反があること等から、自転車の交通事故を防止するためには、自転車利用者に対して交通ルールを徹底することが不可欠となっている。

また、警察庁において、平成24年に開催した「自転車の交通ルールの徹底方策に関する懇談会」の提言においても、悪質・危険な違反行為をする自転車運転者に対して、違反者の特性に応じた専門の講習を行うこと等により、その危険性を改善することが適当であるとされた。

こうした情勢を踏まえ、自転車の運転に関し交通に危険を及ぼす違反行為を反復して行うなど、将来的に交通の危険を生じさせるおそれがあると認められる者に対し、自転車の運転による交通の危険を防止するための講習（以下「自転車運転者講習」という。）の受講を命じる仕組みが導入されたものである。

2 内容

(1) 講習の実施

公安委員会は、自転車運転者講習を行うことと規定され、当該講習は、当該講習の実施を道路における交通の安全に寄与することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人その他の者で、講習を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有すると公安委員会が認めるものに委託することができると規定された（法第108条の2第1項第14号及び第3項）。

(2) 受講命令

公安委員会は、自転車の運転に関し法の規定等に違反する行為であって道路における交通の危険を生じさせるおそれのあるものとして政令で定めるもの（以下「危険行為」という。）を反復してした者が、更に自転車を運転することが道路における交通の危険を生じさせるおそれがあると認めるときは、その者に対し、3月を超えない範囲内で期間を定めて、自転車運転者講習を受けるべき旨を命ずることができると規定され、当該命令に違反した場合には、5万円以下の罰金を科すこととされた（法第108条の3の4及び第120条第1項第17号）。

また、自転車運転者講習を受けるべき旨の命令（以下「受講命令」という。）は、府令別記様式第22の11の3の命令書を交付して行うこととされた（府令第38条の4の4及び別記様式第22の11の3）。

(3) 危険行為

自転車運転者講習の受講命令の要件となる危険行為として、

ア 法第7条（信号機の信号等に従う義務）の規定に違反する行為

イ 法第8条（通行の禁止等）第1項の規定に違反する行為

ウ 法第9条（歩行者用道路を通行する車両の義務）の規定に違反する行為

エ 法第17条（通行区分）第1項、第4項又は第6項の規定に違反する行為

オ 法第17条の2（軽車両の路側帯通行）第2項の規定に違反する行為

カ 法第33条（踏切の通過）第2項の規定に違反する行為

キ 法第36条（交差点における他の車両等との関係等）の規定に違反する行為

ク 法第37条（交差点における他の車両等との関係等）の規定に違反する行為

ケ 法第37条の2（環状交差点における他の車両等との関係等）の規定に違反する行為

コ 法第43条（指定場所における一時停止）の規定に違反する行為

サ 法第63条の4（普通自転車の歩道通行）第2項の規定に違反する行為

シ 法第63条の9（自転車の制動装置等）第1項の規定に違反する行為

ス 法第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項の規定に違反する行為（法第117条の

2第1号に規定する酒に酔った状態とするものに限る。)

セ 法第70条（安全運転の義務）の規定に違反する行為を定めた（令第41条の3）。

(4) 講習手数料

自転車運転者講習に係る手数料の標準額について、物件費及び施設費に対応する部分として講習1時間について450円、人件費に対応する部分として講習1時間について1,450円と定められた（令第43条第1項）。

(5) 講習内容等

自転車運転者講習の講習内容等について、

ア 運転者としての資質の向上に関する事、自転車の運転について必要な適性並びに道路交通の現状及び交通事故の実態その他の自転車の運転について必要な知識について行うこと

イ あらかじめ講習計画を作成し、これに基づいて行い、かつ、その方法は、教本、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うこと

ウ 自転車の運転について必要な適性に関する調査に基づく個別的指導を含むものであること

エ 講習時間は、3時間とすることと定めた（府令第38条第14項）。

(6) 国家公安委員会への報告等

公安委員会は、受講命令をしたとき又は自転車の運転者が危険行為をしたとき若しくは自転車運転者講習を受けたときは、それぞれ次の事項を国家公安委員会に報告しなければならないと規定され、国家公安委員会は、自転車運転者講習に関する事務の適正を図るため、当該報告に係る事項を公安委員会に通報することとされた（法第108条の3の5及び府令第38条の4の5）。

ア 受講命令をした場合

(ア) 命令を受けた者の本籍又は国籍等、住所、氏名、生年月日及び性別

(イ) 命令の理由

(ウ) 命令をした年月日

(エ) 命令に係る期間

イ 自転車の運転者が危険行為をした場合

(ア) 危険行為をした者の本籍又は国籍等、住所、氏名、生年月日及び性別

(イ) 危険行為の種類

(ウ) 危険行為をした地の都道府県名及び危険行為をした年月日

ウ 自転車の運転者が自転車運転者講習を受けた場合

(ア) 自転車運転者講習を受けた者の本籍又は国籍等、住所、氏名、生年月日及び性別

(イ) 自転車運転者講習を受けた年月日

3 留意事項

本改正の趣旨及び内容について職員に対する教養を徹底するなど、所要の施行準備を行うこと。

なお、自転車運転者講習制度の運用に係る事項については、別に定める。

第3 その他

1 呼気検査の方法に関する規定の整備

(1) 趣旨

法第67条第3項において、警察官は酒気帯び運転を行うおそれがあると認めたと者に対し、同条第4項による危険防止の措置に関し、その者が身体に保有しているアルコールの程度について調査するため、政令で定めるところにより、その者の呼気の検査ができると規定されており、法第118条の2において、当該検査を拒み、又は妨げた者に対する罰則が設けられている。

従来、法第67条第3項に係る呼気検査の方法は、呼気を風船に吹き込ませる方法のみが規定されていたところ、近年は、風船を使用する方法によらずに、マウスピース等を介して呼気を機器に直接吹き込ませる方法（以下「直接採取方式」という。）により身体に保有しているアルコールの程度を検知する機器の開発が進み、既に諸外国においては飲酒運転の取締りに活用されている。

そこで、直接採取方式による検知機器を使用した場合であっても、呼気検査を拒み、又は妨げた者に対して罰則を科し、呼気検査の実効性が担保されるよう、従来の風船を使用する方法に加え、呼気を機器に直接吹き込ませる方法について規定されたものである。

(2) 内容

呼気検査の方法として、呼気をアルコールを検知する機器に吹き込ませる方法が追加された（令第26条の2の2）。

(3) 留意事項

呼気検査は、法第67条第4項による危険防止の措置に関し、その者が身体に保有しているアルコールの程度について調査するために行うものであるから、呼気検査に使用するアルコールを検知する機器は、呼気1リットル当たりのアルコールの程度が的確に測定・明示されるなど、その目的を達するに十分な機器でなければならないことに留意すること。

2 反則金の納付書の様式に関する規定の整備

(1) 趣旨

一部の都道府県警察においては、事務の合理化の観点から、取締り現場において、携帯端末や携帯印字機を利用して、交通反則告知書及び反則金の納付書を作成することを予定しているが、こうした運用が可能となるよう納付書の様式に係る規定が整備された。

(2) 内容

反則金の納付を通告するとき等に交付する納付書について、日本工業規格X0012(情報処理用語（データ媒体、記憶装置及び関連装置）)に規定する非衝撃式印字装置により印字することができるよう、様式に係る規定が整備された（府令別記様式第28）。

3 所要の規定の整理

改正府令により、改正府令による改正前の道路交通法施行規則第38条の4の4が第38条の4の6となることに伴い、運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）第11条について、所要の規定が整理された。

第4 経過措置

1 改正法附則第1条第3号に掲げる規定の施行の際現に交付されている免許証の有効期間については、法第92条の2第1項の規定にかかわらず、なお従前の例によることとさ

れた（改正法附則第2条）。

- 2 法第106条及び第107条の6（国家公安委員会に対する報告）の規定は、改正法附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日（平成27年6月1日）以後にされた臨時適性検査の通知について適用することとされた（改正法附則第4条）。
- 3 法第108条の3の4（自転車運転者講習の受講命令）の規定は、改正法附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日（平成27年6月1日）以後に自転車の運転に関し危険行為を反復してした者について適用することとされた（改正法附則第5条）。
- 4 反則金の納付書の様式については、府令別記様式第28の様式にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができることとされた（改正府令附則第2項）。

（交通企画課企画係）

（交通指導課指導取締係）

（運転免許課免許係）